181

令和六年六月十八日提出
質問第一八一号

不登校児童生徒の健康診断に関する質問主意書

提出者　吉田はるみ

不登校児童生徒の健康診断に関する質問主意書

小中学校の健康診断は、身長・体重計測のほか、栄養状態や口腔内の病気、心臓疾患、骨格の発達などを検査し、異常があった場合は医療機関の受診を勧めており、児童生徒の疾患等を早期に発見する重要な機会となっている。同健康診断は、指定の学校医が決まった日時に学校を訪れ、集団で行うことが多い。

一方で、二〇二二年度の不登校の小中学生は二十九万九千四十八人で過去最多となっており、小学生は十万五千百十二人（前年度比二万三千六百十四人増）、中学生は十九万三千九百三十六人（前年度比三万四百九十四人増）である。

いじめや心身の不調など、さまざまな理由で不登校になった児童生徒にとって、健康診断のために学校に行き、集団で受診することは非常に困難である。このように学校での健康診断を受けられない児童生徒の対応については、自治体によってさまざまであり、例えば大阪府吹田市では指定の学校医のいる診療所で自分の都合の良いときに学校外で健康診断を受けられる一方、一斉受診日とは別日を設けたとしてもあくまで学校での集団受診しかできない自治体もある。

二〇二四年五月九日配信のＮＨＫニュースでは、健康診断を受診しないことで本来なら発見されるべき病

気が見過ごされ、虫歯が長年放置され口腔崩壊となり上下全ての奥歯の神経をとらねばならなくなったり、側弯症が進行し常に腰痛や肩こりに悩まされ長時間座っていられなくなるなど、子どもの一生に影響が出た事例も紹介されている。健康診断の受診方法について自治体ごとに対応が異なることは、大変問題であると考える。

一　不登校等を理由に小中学校での健康診断を受けられない児童生徒の数について、政府の把握しているところを示されたい。

二　国として、不登校等を理由に学校での健康診断を受けることのできない児童生徒について、どのような対応を考えているのか。以上例を挙げたように自治体ごとに対応にばらつきがある。国としては自治体ごとのばらつきのある対応を是認するのか。あるいは、今後、いつでも診療所で受診できるよう各自治体で統一した指針を出す予定はあるか。

右質問する。